

有機食品の検査認証制度について



令和7年10月

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

食品製造課基準認証室

I 有機農産物等に係る検査認証制度の創設

- 1 「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に表示ガイドラインを制定し表示の適正化を図ってきたところである。しかしながら、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示が行われたり生産基準の不統一が見られる等混乱している状況にあった。
- 2 一方、国際的には、平成3年からコーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において、有機食品に係るガイドライン作成についての検討作業が開始され、平成11年には、「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択された。
- 3 このような状況を踏まえ、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られたところである（その後、有機畜産物等に関する日本農林規格についても制定。）。
- 4 なお、有機食品に関する日本農林規格は、コーデックスガイドラインに準拠して定められたものであり、米、欧、豪、等の諸外国においても、我が国と同様にコーデックスガイドラインに準拠した制度である。



○ 表示の規制

- ・ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、名称の表示の混乱が見られ、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要である物資として政令指定。
- ・ これにより、有機JASを満たすものとして、認証事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可（有機農産物及び有機農産物加工食品は平成13年4月1日、有機畜産物、有機農畜産物加工食品及び有機畜産物加工食品は令和2年7月16日施行）。

Ⅱ 有機食品の検査認証制度について

【検査認証制度の仕組み】

1 登録認証機関の登録

農林水産大臣は、認証機関からの申請を受け、JAS法に定められた基準に基づいて審査を行い、登録認証機関として登録する。

2 認証事業者の認証

登録認証機関は、有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者等からの認証の申請を受け、認証の技術的基準に基づいて審査を行い、認証する。

この認証は書類審査及び実地検査により、

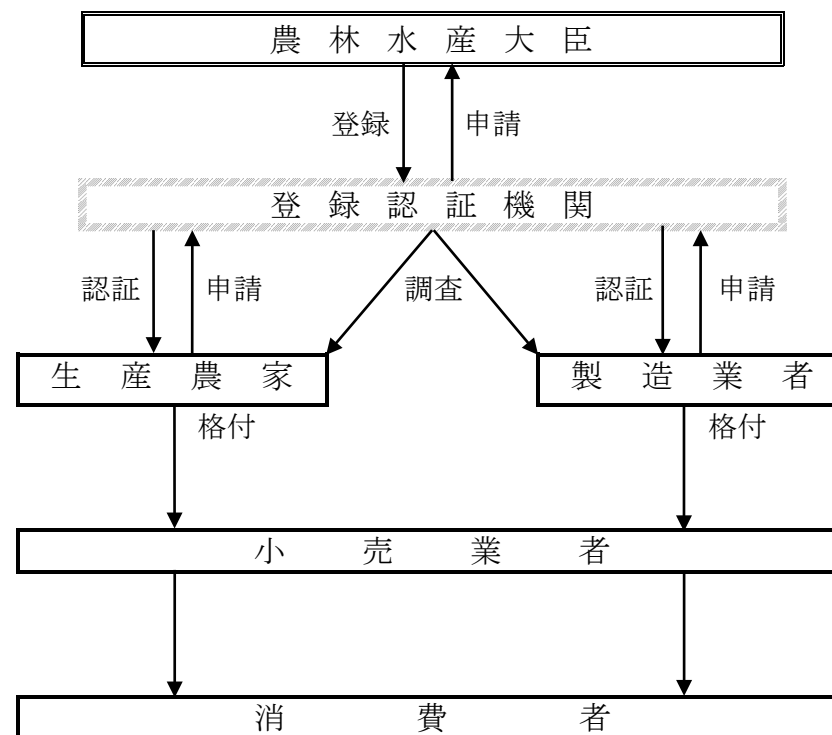
- (ア) ほ場又は加工場等有機機の生産基準（有機JAS）を満たしていること
- (イ) 有機JASに則して生産できるよう生産管理や生産管理記録の作成が適切に行うことが出来ることを確認することにより行う。

3 認証事業者の調査

登録認証機関は、認証を行った生産農家や製造業者等が認証後も有機JASに基づいて生産を行っていることを確認するため、最低1年に1回、調査を行う。

4 認証事業者による格付

認証を受けた有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者は、生産・製造過程の記録等に基づいて自ら生産・製造した食品を格付し、有機JASマークを貼付して市場に供給する。



○ 有機JASマーク



Ⅲ 有機食品の日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(1) 制定の経緯

有機農産物の日本農林規格は、コーデックス総会で平成11年に採択された「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められたものであり、農林物資規格調査会における審議を経て、平成12年1月に農林水産大臣により告示された。

(2) 内容

有機農産物の日本農林規格は、有機農産物の生産の原則（右上参照）をうたうとともに、生産の方法の基準及び名称の表示方法を規定している。

ア 生産の方法の基準（ポイントは右のとおり）

- ・ ほ場、栽培場、採取場
- ・ ほ場に使用する種子又は苗等、種菌、スプラウト類の栽培施設に使用する種子
- ・ ほ場における肥培管理
- ・ ほ場又は栽培場における栽培管理
- ・ ほ場又は栽培場における有害動植物の防除
- ・ 一般管理、育苗管理
- ・ 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

イ 名称の表示方法

「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等と表示することを規定している。（「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載する。）

○有機農産物の生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。

○有機農産物の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え種苗は使用しないこと

2 有機畜産物の日本農林規格

(1) 制定の経緯

有機畜産物の日本農林規格は、平成13年にコーデックス総会で有機畜産物の国際基準についても採択されたこと、生産者団体等からも規格制定の要望があったことを踏まえ、JAS調査会における審議を経て、平成17年10月に農林水産大臣により告示された。

(2) 有機畜産物の生産の原則

環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的要求及び行動学的要求に配慮して飼養すること又はこれらの家畜又は家きんから生産することとされている。

3 有機加工食品の日本農林規格

(1) 制定の経緯

平成12年に、有機農産物の日本農林規格とともに有機農産物加工食品の日本農林規格が制定され、平成17年には、有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、有機畜産物の加工食品も含めた規格に改正された。

(2) 有機加工食品の生産の原則

原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産することとされている。

○ 有機畜産物の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 飼料は主に有機飼料を与えること
- ・ 野外への放牧などストレスを与えずに飼育すること
- ・ 抗生物質等を病気の予防目的で使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え技術を使用しないこと

(注) 有機飼料についても、購入飼料に係る有機性を担保する観点から、別途日本農林規格が定められている。

○ 有機加工食品の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 化学的に合成された添加物や薬剤の使用は極力避けること
- ・ 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品であること
- ・ 薬剤により汚染されないよう管理された工場で製造を行うこと
- ・ 遺伝子組換え技術を使用しないこと

(注) 有機藻類についても、別途日本農林規格が定められている。

IV 有機食品の輸出・輸入

1 有機認証制度の同等性

(1) 諸外国によっては、「有機」の認証制度を有し、認証が「有機」の名称表示の要件となっている。これらの輸出先において「有機」の名称表示を行うためには、輸出先国の認証を受けることが必要。

一方、国家間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、一方の国の有機認証を他方の国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。

(2) 我が国が有機認証制度の同等性の対象としている物資は、国内において「有機」の名称表示を規制している有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品。

2 有機食品の輸出

(1) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、これらの生産者等が有機JAS認証を取得すれば、日本について有機同等性を承認した国に対して、その国の有機認証を取得せずとも有機食品として輸出可能。

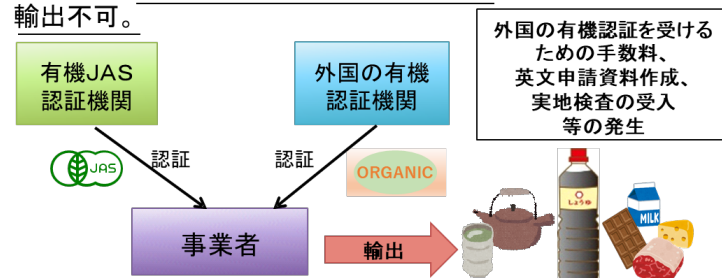
(2) 日本について有機同等性を承認した国等(令和7年10月現在)

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	○	○	○	○
EU	○	○	○	○
カナダ	○	○	○	○
台湾	○	○	○	—
英国	○	○	○	—
スイス	○	○	—	○

豪州、ニュージーランドなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある。(有機同等性の承認は不要)

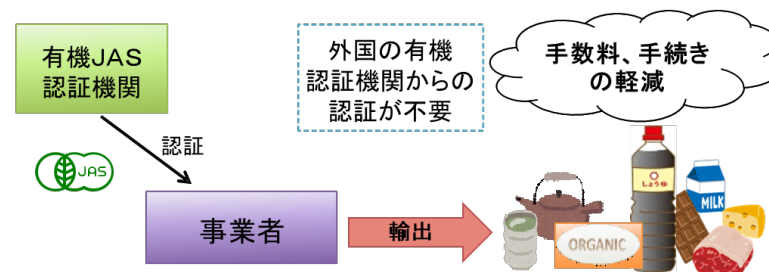
有機同等性がない場合

事業者は、外国の有機認証を受けなければ「有機」として輸出不可。



有機同等性がある場合

事業者は、有機JAS認証のみで、「有機」として輸出可能。



3 有機食品の輸入

(1) 次の方法により有機食品を輸入することができる。

① 我が国が有機同等性を承認した国で生産・製造された有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品を我が国の認証輸入業者が輸入し、有機JASマークを貼付して流通させる方法

(有機JASマークの貼付にあたり、輸入先国の政府機関等から発行された証明書又はその写しの添付が必要。)

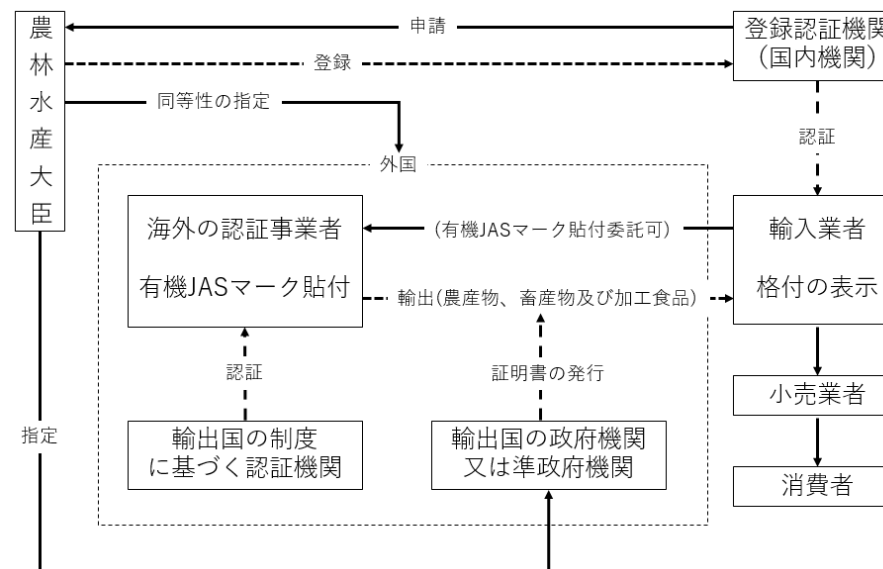
② 海外の有機JAS認証事業者が生産・製造し、有機JASマークを貼付した有機食品を輸入し、流通させる方法

(既に有機JAS認証された商品であることから、認証輸入業者でなくとも輸入可能。)

(2) 日本が有機同等性を承認した国等(令和7年10月現在)

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	○	○	○	○
EU	○	○	○	○
カナダ	○	○	○	○
台湾	○	○	○	—
英国	○	○	○	—
スイス	○	○	—	○
オーストラリア	○	○	○	○
ニュージーランド	○	○	○	—
アルゼンチン	○	○	—	—

○ 我が国の認証輸入業者が有機JASマークを貼付して流通させる方法



○ 海外の有機JAS認証事業者が生産・製造し、有機JASマークを貼付した有機食品を流通させる方法

